

「一部引出自由型退職金定期預金（愛称：ひきだしプラン）」規定

一部引出自由型退職金定期（以下「この預金」といいます。）は、この規定により取扱い、この規定にない事項については、期日指定定期預金規定により取扱います。

1.（預入対象者）

この預金の預入は、原資を退職金とし、離職後1年以内の方または短期運用型退職金定期を預入した預金者とします。なお、短期運用型退職金定期からの預け替えは、短期運用型退職金定期の預入日から1年以内とします。

2.（取扱店）

この預金は、当店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

3.（預入金額等）

この預金の預入金額は、300万円以上且つ退職金の金額を上限とし、預入単位を1円単位とします。

4.（満期日）

この預金の満期日は、次に定める日とします。

- (1) 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。

満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日から最長預入期限はまでの間の任意の日を指定することができます。

- (2) 満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。満期日に自動継続しません。

5.（預入利率）

- (1) この預金は、預入日から満期日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。

① 1年以上2年未満

期日指定定期預金1年以上2年未満の預入日現在の店頭表示利率を適用します。

② 2年以上

期日指定定期預金2年以上の預入日現在の店頭表示利率に当行所定の優遇金利を上乗せした利率（以下「特約利率」といいます。）を適用します。

- (2) 前記(1)②の優遇金利は、市場動向等により見直しする場合があります。

6. (一部解約)

- (1) この預金は、預入日の1年後の応当日以降、申し出に基づき元金の一部について解約の取扱い(以下「一部解約」といいます。)をします。
- (2) 一部解約するときは、当行所定の解約請求書に届出の印章により記名押印して、通帳または証書とともに当行に提出してください。この場合、一部解約金額は、1万円以上の金額且つ一部解約後の元金残高300万円以上となる金額で指定してください。
- (3) 一部解約をする場合、その利息は一部解約金額、預入日から一部解約日の前日までの日数および前記5.(1)の預入期間に応じた利率によって計算し、一部解約金額とともに支払います。
- (4) 一部解約後の残りの金額の利息は、預入日から満期日までの日数および残りの金額に適用される預入日の利率によって計算し、満期日以後に支払います。
ただし、残りの金額について再度、一部解約をした場合には、一部解約金額について前項(3)により取扱います。

7. (預金の支払時期)

前記6.の一部解約をしなかったときは、この預金は、前記4.の満期日以後に利息とともに支払います。

8. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

【2020年4月1日現在】